

（趣旨）

第1条 この要領は、動物実験センター使用細則第7条第2項の規定に基づき、実験動物の検疫に関し、必要な事項を定める。

（検疫の主意）

第2条 実験動物導入時の検疫は、次の主意にあることを認識する。

- （1）健康な実験動物は、実験の精度を高める。
- （2）実験及び飼育中の実験動物に悪影響を及ぼさない。
- （3）実験実施者等に対する感染など安全管理を図る。

（動物の健康管理及び検疫）

第3条 実験動物の健康状態の確認及び検疫は、実験実施者が行う。尚、その要領は、注意事項に定めるものとする。

- 2 検疫に必要な薬品・器具はセンターで用意する。
- 3 実験実施者は、死因不明及び感染源の疑いなど異常を認めたときは、速やかにセンターに届ける。
- 4 実験実施者は、人及び実験動物の感染症を予防するため、動物実験センターが行う微生物モニタリングの実施に協力するよう努めなければならない。

（注意事項）

第4条 実験動物は、人獣共通感染症及び実験動物の感染症に対して適切な安全管理がとられていることを証明できる施設等から導入しなければならない。

- 2 実験責任者は、他の大学又は研究機関から譲受する場合、人及び実験動物の傷害や疾病を予防するため「実験動物の授受に関するガイドライン（国立大学法人動物実験施設協議会 制定）に従わなければならない。
- 3 実験動物の検疫は、次の各号に掲げる事項に注意する。
 - （1）指定した大きさであるか。
 - （2）立毛し元気のない動物が混じっていないか。
 - （3）外傷・脱毛等がないか。
 - （4）目やにや鼻汁が出ていないか。
 - （5）下痢をしていないか。
 - （6）狂暴でないか。

（各種実験動物の注意事項）

第5条 実験実施者は、前条各号の注意事項のほか、更に各種実験動物により次の各号に掲げる注意をする。

- （1）マウス・ラット
人獣共通感染症、特に腎症候性出血熱等及び実験動物の感染症に対して、安全管理がとられていることを証明できる所から導入しなければならない。
- （2）モルモット
頸部・体表・リンパ節の腫脹に注意しなければならない。
- （3）ウサギ
耳介のひっかけ傷・ただれ・濃汁等の有無に注意しなければならない。
- （4）イヌ
1か年以上飼育する場合には、実験実施者は実験動物管理者の下、年1回予防接種を実施しなければならない。
- （5）特殊実験動物
実験実施者は、症例動物及び遺伝子組換え動物等の実験動物を飼養保管するとき、健康状態の変化に注意しなければならない。なお、特殊実験動物の検疫を行うに際し、関連法令等に従わなければならない。

2 前項各号以外の動物は、類似動物の事項を参考にして注意し、その他はセンター長の指示に従わなければならない。

(改廃)

第6条 この要領は、管理運営委員会の議を経て、センター長が決定する。

附 則

この要領は、昭和63年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。